

提案書評価基準

評価事項

評価項目	配点	評価	評価の換算式	評価点	コメント
1 業務実施方針に関する視点					
(1)業務内容の理解度	10		×2		
(2)業務実施方針の妥当性	10				
2 提案内容に関する視点					
(1)制度紹介と制度利用の促進の方法	10		×2		
(2)問合せ対応・計画申請サポートの方法	10		×2		
(3)在留資格認定後の活動支援の方法	10		×2		
(4)その他提案者による提案業務の内容	10				
3 実施体制に関する視点					
(1)従事スタッフの構成・専門性・人数など	10		×2		
(2)運営計画の妥当性	10				
(3)類似業務の実績	10				
小計(満点:140点)					
評価項目(加算項目)					
企業としての取組に関する視点					
ワークライフバランスに関する取組					
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1				
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1				
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	1				
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	1				
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1				
健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1				
市内の中小企業であること	5				
小計(満点:11点)					
合計(満点:151点)					

評価方法

各評価項目は5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。

ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

なお、1～3については、2(4)を除き、1項目でも2点:劣るの評価があった場合は失格とする。

提案書評価基準

評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価				
		10点	8点	6点	4点	2点
1 業務実施方針に関する視点						
(1)業務内容の理解度	・本事業の目的・目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された提案内容となっている。 ・横浜固有の地域特性や強みなどを理解している。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)業務実施方針の妥当性	・事業の趣旨を理解し、求められる成果達成のための有効な業務実施方針が立てられているか	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
2 提案内容に関する視点						
(1)制度紹介と制度利用の促進の方法	・制度の紹介・利用促進について、どのような方法で実施するのかについて、優れた提案がなされている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)問合せ対応・計画申請サポートの方法	・申請者からの問合せ対応や計画申請のサポート方法等について、具体的な提案がなされている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(3)在留資格認定後の活動支援の方法	・在留資格認定後の起業準備活動の支援方法について、優れたサポート内容が提案されている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(4)その他提案者による提案業務の内容	・提案者による独自の業務により、本事業の内容がより充実したものになる提案がなされている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
3 実施体制に関する視点						
(1)従事スタッフの構成・専門性・人数など	・事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成・人数となっている。 【共同企業体での提案の場合】 ・組織連携による相乗効果及び具体的な連携、調整の手法について明確に示されている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)運営計画の妥当性	・事業の実施について、実現可能なスケジュールが具体的に記述されている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(3)類似業務の実績	・過去に類似業務の実績があり、その事業内容や事業手法が本業務の実施に繋がると評価できる	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
<p>評価方法</p> <p>各評価項目は5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。</p> <p>2(4)を除き、1項目でも2点:劣るの評価があった場合は失格とする。</p>						

評価項目(加算項目)	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	
①ワークライフバランスに関する取組	
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	取得している、または認定されている
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	認定されている
②障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けている。
市内の中小企業であること	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業 ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点 ※共同企業体の場合は、1社以上が市内の中小企業である場合は3点
小計	
合計	

評価方法

「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。
市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。